

令和2年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年10月9日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 15番 田邊雄一委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 田中英省委 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任 石田主任
傍聴人	1人
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) その他

議事開始 午後1時30分

事務局（宅和事務局長）

本日は田邊会長が欠席です。規則により田中会長職務代理者が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

議長（田中会長職務代理者）

第7回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号16番の富田委員と議席番号17番の中本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、田邊会長、泉委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号23の高島及び東八幡から5ページ、番号29の石州府について一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

失礼します。3条許可案件について説明します。場所はスクリーンをご覧ください。番号23の高島及び東八幡について説明します。申請地は、〇〇神社の東に位置する田1筆と、東八幡地内の田3筆、計2,453平方メートルの農地となります。渡人の希望により受人と合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は140アールです。

次に24番及び25番の和田町について説明します。議案番号24は、畑1筆、1,242平方メートルの農地を使用貸借で3年間借りるものです。議案番号25は受人の自宅前の畑1筆、806平方メートルの農地を遠方に居住する所有者と合意し、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は25アールとなります。

次に26番及び27番の大崎について説明します。申請地は〇〇に位置します、畑2筆、合計5,975平方メートルの農地となります。兄弟所有の農地を賃貸借し、耕作するものです。この農地は市街化区域内にあり利用権設定ができないため、3条許可申請により賃貸借するものです。許可後の経営面積は235アールとなります。

番号28の尾高について説明します。申請地は、〇〇の東に位置する田1筆、369平方メートルの農地となります。渡人の希望により受人と合意し、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は49アールです。

番号29の石州府について説明します。申請地は、伯耆町〇〇の野本川にかかります〇〇近くに位置する田2筆 1, 514平方メートルの農地となります。遠方に居住する渡人の希望により受人と合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は411アールです。

3条許可案件は以上7件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします

議長（田中会長職務代理者）

番号23の高島及び東八幡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

森中推進委員

現地調査は9月21日に田邊委員と森中委員で行いました。申請地は、農用地として管理耕作されていました。許可について何ら問題無いと報告します。

議長（田中会長職務代理者）

番号24と番号25の和田について、担当委員さんから補足があればお願いします。

米澤推進委員

現地は、9月29日に井田委員と米澤推進委員で確認しました。24番は耕作されており問題無いと思います。25番は受人の隣の農地ですが、雑草が繁茂し、耕作には労力を要すると思います。許可については問題無いと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

番号26の大崎と番号27の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

矢倉農業委員

10月7日に矢倉委員と松本推進委員で現地調査しました。写真のとおり、にんじんが綺麗に耕作されていました。問題無いと考えます。

議長（田中会長職務代理者）

番号28の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

現地調査については、9月28日に中本委員と尾坂推進委員で行っています。譲渡人がお願いしたということで、申請地は父親が今まで管理していましたが、昨年亡くなりました。そういった中で今年一年間管理しましたが、管理が大変という事で、隣の畑の管理人が、私が管理しましょうかという話合いが出来たという事です。

議長（田中会長職務代理者）

番号29の石州府について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

本土地については、以前より、受人が渡人より依頼を受けて耕作していたのですが、今般両者の合意によって売買が成立したものです。受人は当地区において水稻を栽培する担い手農家です。現地も現在、水稻が栽培されています。現地調査は9月26日に高橋委員、福島推進委員で行いました。全く問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは7ページ番号9の大篠津町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

9番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は農業用倉庫です。9月29日に角委員、本池推進委員で現地調査しました。造成は10センチから15センチの盛り土を行う計画です。雨水は自然流下で既設道路側溝へ、汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認済です。農地区分は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われれます。よろしくお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号10の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

10番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は共同住宅です。10月2日に富田委員、長澤推進委員で現地確認しました。造成は10センチから40センチの盛り土を、擁壁としては隣地境界にコンクリートブロック12センチのものを2段設置します。雨水は敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。自治会長の同意を確認済です。隣接農地はなく、実行組合、土地改良区も該当ありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ番号69の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

69番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は住宅及び進入路です。10月1日に公本委員、田口推進委員で現地確認しました。造成は最大30センチの盛土を、擁壁は隣地境界にコンクリートブロック50センチのものを2段から3段設置します。雨水は新設道路側溝へ流す計画、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号70から番号72の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

70番から72番を説明します。画面をご覧ください。申請地は、一筆の農地を分割したものです。詳細は議案及び別紙のとおりです。

転用目的は70番、71番が一般住宅、72番が貸資材置場です。進入路は70番から72番の転用申請の譲受人の共有名義となります。10月3日に大縄委員、三島推進委員で現地確認しました。造成は最大20センチの盛土を、擁壁としては隣地境界にコンクリートブロックの最大50センチのものを設置します。雨水は新設道路側溝へ流す計画、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。72番の雨水は、地下浸透及び新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。隣接農地耕作者、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は管理設道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育公共施設があり、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号73番の長砂町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

73番について説明します。9月30日に小西委員、佐々木推進委員と現地確認しました。場所は画面を見てください。細長い所で山から竹がのびて伸びてきて、現地は1メートル位の草が生えています。持ち主は会社を経営しており、その会社に資材置場として賃貸する計画です。造成は最大40センチの盛土をして碎石を敷くということです。流出防止措置として東側に土羽打を行います。隣も耕作放棄地で荒れています。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道路沿道の区域で500メートル以内に2以上あるという事で、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号74番の車尾南1丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大東推進委員

74番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は住宅です。10月2日に船越委員、大東推進委員と現地確認しました。造成は最大40センチの盛土を行い、隣地境界に高さ70センチのコンクリート壁を設置します。流出防止措置として土羽打を行います。雨水は敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画、汚水は合併浄化槽から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ番号75の高島と番号76の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

75番について説明します。転用目的は資材置場と車両置場です。9月21日に田邊委員、森中推進委員と事務局が現地確認しました。資材置場は砕石504立法メートル、真砂土495立法メートル、車両置場は重機が7台、ダンプ車4台、来場者等自家用自動車が3台の駐車という計画です。造成は最大50センチの盛土造成を行い、隣地境界には、高さ60センチのコンクリートブロックの擁壁を設置します。雨水は地下浸透及び浸透枿を10か所程度設置して隣接地に流出させない計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、実行組合、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

能登路推進委員

76番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は一般住宅の建築です。10月7日に能登路推進委員が現地確認しました。造成は最大44センチの盛土造成を行い、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック60センチのものを設置します。雨水は溜枿から農業用排水路へ流す計画、汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接耕作者同意、実行組合同意はありませんが、隣接耕作者、実行組合長ともに同じ方で、隣接同意は申請者と過去にトラブルがあったことから同意できないとのことでした。実行組合は、排水や水路に関する何らかの事故があったとき責任を負えないため同意できないとのことですが、水路下流域の実行組合の同意と、自治会長の同意を確認しています。農地区分は500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、番号77の河岡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

77番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅の建築です。9月29日に高橋委員、福島推進委員で現地確認しました。造成は最大20センチの盛土造成を行い、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック30センチのものを設置し、西側は土羽打を行います。雨水は既設道路側溝へ、汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は2種以上の管が埋められている沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の公共施設等がある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号78と79の淀江町佐陀、番号80の淀江町西原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

78番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は建築条件付き売買予定地です。10月2日に富田委員、長澤推進委員で現地確認しました。造成は最大70センチの盛土造成を行い、擁壁として西側と北側住宅の隣地境界にコンクリートブロック20センチのものを2段設置し、流出防止措置として北側の農地側は緩衝地30センチを設けて土羽打を行います。雨水は既設道路側溝へ、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者、実行組合、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、2種以上の管が埋められている沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の公共施設等がある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

79番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は宅地拡張です。10月2日に富田委員、長澤推進委員で現地確認しました。造成計画はなく現状のまま利用します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は住宅用・公共施設等が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。

富田農業委員

80番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は一般住宅です。9月26日に富田委員、池口推進委員で現地確認しました。造成計画は転圧・整地のみ行います。雨水は既設道路側溝へ流す計画、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は2種以上の管が埋められている沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の公共施設等がある農地のため、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして13ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。それでは、14ページ番号1の淀江町佐陀について審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

番号1についてご説明いたします。申し出者である双葉運輸については、流通町に物流センターがあります。近年の物流業は、輸送の多品化等に伴いまして、当該物流センターにおいても対応出来る物流に限界が生じており、これに対応するためには、現在の物流拠点と同じ規模の倉庫を設置し、山陰の新たな拠点とする必要があります。この場所の選定に関してですが、現物流センターとの連携が必須な事に加えて、10トントラックの出入りが容易な場所を検討したところ、当該申し出地は、被害防除対策を徹底することで、周辺農地への影響も軽微であることから、地権者、地元住民の協力が得られたという事で、当該申し出地を流通業務用地として利用するため、農振農用地区域の変更の申し出がなされました。

米子市の考え方ですが、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすため、農振農用地区域の計画変更もやむを得ないと判断しております。説明は以上です。

議長（田中会長職務代理者）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

富田農業委員

特に補足はありません。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

この流通団地が出来た時にですねえ、進入路が向かって左側から進入するのですが、反対車線に移動する時は、どうやって移動するのですか。交通に対する配慮はどうなっていますか。

事務局（高田主幹）

信号機の設置、交差点の横断歩道等もあると思うのですが、今から協議するという事です。

関本農業委員

信号機も無いし、横断歩道も無い。

事務局（高田主幹）

それも含めて今後協議となります。農地転用申請が出ている訳ではなく、農振除外という事で、土地利用の計画等の審議をしていただいて、おそらく若干位置の変更、大きいトラックが曲がりますので、そのあたりの変更は入るのではと予測しています。

関本農業委員

431号のこんな交通量の多い所、信号機もないのに右折するのか。

事務局（高田主幹）

それも含めて、今後検討すると伺っています。

議長（田中会長職務代理者）

相当な交通量が上下線ともあると思いますし、指摘のあった横断歩道、信号機、この辺の所は十分考えてもらわないと、後々の事故が起こってからでは遅い気がします。その辺のところをやはり指導というか、いろいろ検討していただけないか。

事務局（宅和事務局長）

今後、この農用地利用計画が県の同意が得られた場合、農地転用の申請が1、2か月後には出てきます。その時に詳しい内容をみていきたいと思います。

関本農業委員

これ改良区はどこですか。

事務局（宅和事務局長）

箕蚊屋土地改良区です。

関本農業委員

改良区の詳細は。

事務局（宅和事務局長）

了解は得ていると聞いています。農振除外には、農協、土地改良区、農業委員会の意見書の3つが揃わないと、県に農振除外の同意申請が出来ない仕組みになっています。

関本農業委員

よく分からないのですが、この文章を読んでいる以上、運送会社が申請している訳で、米子市が絡んでいる訳。流通団地がどうこう言われていたけど、運送会社がこれを申請しているわけですか。

事務局（宅和事務局長）

運送会社です。

関本農業委員

要するに構造改善された農地を利用するについては、農振法があるから利用ができるとなっている訳でしょ。農業振興地域の場合、普通の施設ならなかなか出来ないけれど、物流センターだから出来るという事を言っている訳でしょ。

事務局（宅和事務局長）

物流センターだからではなく、農振除外の5要件を全部クリアしているという事で除外したいと。

関本農業委員

普通の民間の会社はここに工場を造ると言ってもなかなか出来ないでしょ。それなりの条件がある訳でしょ。物流だとか何らかの条件があって、こういう農業振興地域にこういう施設が出来るという事なのでしょ。

事務局（宅和事務局長）

農振除外された場合、ここは第1種農地になります。第1種農地は原則転用禁止ですが、県道、国道沿いは、物流施設については許可ができるというような。

関本農業委員

基本的にはこれ農業振興地域で、構造改善された優良農地でしょ。それを変更するについてはそれなりの理由がある訳でしょ。

事務局（宅和事務局長）

事務局で市の意見を代読したのですが。

関本農業委員

それ、条件がある訳でしょ。これを造るために出来るという条件が無けりゃ、簡単に農業振興地域で構造改善された農地を私がちょっとこれ造りますからって言って手を上げてもなかなか出来ないでしょ、それなりの理由がある訳でしょ。

事務局（宅和事務局長）

農振除外の5要件をクリアするかどうかにかかっています。

関本農業委員

条件が無ければ簡単に転用出来ないでしょ。根拠は何か。

議長（田中会長職務代理者）

これは、農振除外です。これで除外がいいという事になったら次の段階で転用の申請が改めて出ると。

関本農業委員

農振除外するための条件がある訳でしょ。その条件が何かと聞いている訳です。農業振興地域にこれだけの面積の土地に工場造るなんて簡単に手を上げて出来ないですよ。それなりの理由がある訳でしょ。

事務局（宅和事務局長）

今、条文を持って来ていませんので正確ではありませんが、代替地が他に無いということ、周辺の農地に影響が無い、担い手の利用に支障が無いことなどという5要件があり、それをクリアすれば除外が出来るということです。

関本農業委員

これだけの面積をね、農業振興地域で構造改善されて、国の金まで使って作った農地を除外するという事はそれなりの条件が無いと、周りがいいと言ったって国の予算が入っている訳でしょ、この構造改善するについては。それなりの除外出来る条件がないですか。無けりゃ簡単に申請も持って来ないでしょうし。農地法か何かに載ってないの、何か条件が載っているでしょ。それが何かと聞いているのですよ。それが無いと出来ないよ、判断なんて。

事務局（宅和事務局長）

正確な回答が出来ないですが、どうでしょうか。農林課に説明してもらった方がいいですか。

議長（田中会長職務代理者）

では、農林課から来てもらって、これは保留という事で次に進みましょう。

17ページ議案第5号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）

について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、20ページ番号10-1から28ページ番号10-45までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

20ページ番号10-1から10-4は新規設定です。番号10-5は再設定です。番号10-6から27ページ10-37は新規設定です。番号10-38は再設定です。番号10-39から28ページ10-45は新規設定です。番号10-45は利用権設定を受ける者が農地所有適格法人ではないため農地を適切に利用していない場合は契約を解除する等の条件が付されます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

岩佐農業委員

番号10-45で、解除条件付とありますが、どういう事ですか。

事務局（妹尾係長）

こちらが農地所有適格法人では無いので、適切に農地を利用していない場合は解除が出来るという条件を付けての契約となります。

岩佐農業委員

はい、分かりました。

関本農業委員

簡単な事で質問して申し訳ないですけど、先程新規設定とか再設定とか言われたのですけども、例えば具体的に10-6は新規設定されていますね。その下は何も書かれていないのですが、これは新規設定の継続ですか。

事務局（妹尾係長）

はい、そうです。

関本農業委員

継続ということですね。分かりました。

議長（田中会長職務代理者）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、31ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から34ページ番号10-18までを一括して審議し

ます。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明します。31ページ番号10-1から34ページ番号10-17まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので15件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で2件、合計17件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、36ページ議案第6号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。37ページ番号1から39ページ番号11までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明します。

37ページ番号1及び2は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号3は市内で研修した新規就農者で初めての配分です。

番号4から39ページ番号11は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

それでは、保留事項につきまして申し上げます。

事務局（宅和事務局長）

農林課から農振除外の要件について説明してもらいます。

（農林課による農業振興地域の整備に関する法律の中の農振除外の5要件、①代替地が無い事、②農道や水路に支障が無い事、③担い手の農業に支障が無い事、④土地改良施設の機能に支障が無いこと、⑤土地改良事業完了してから8年間除外はできない事等の説明）

議長（田中会長職務代理者）

いずれにしても、5要件をクリアして出されているという事です。

大きな面積ですから、農振除外後、転用申請が出てくると思いますので、農業委員会としてチェックしていきたいと思います。

よろしいですか。そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号2淀江町福井について、審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

番号2を説明します。申し出者である風物流は、淀江町福井に事業所があり、鳥取市から出雲市までの山陰の拠点として物流業務をしております。近年貨物の取り扱い量が増えた事に伴い、対応出来る物量に限界が生じております。事業規模を拡大するにあたり、トラックを増やし、その駐車スペースや安全基準上の通行スペースを確保することが必要となった事から、事業所の隣接地を敷地拡張し、流通業務用地として利用するため、農振農用地区域の変更の申し出がなされました。

市の考え方ですが、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地理由の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすため、農振農用地区域の計画変更もやむを得ないと判断しております。説明は以上です。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

米澤推進委員

さっきから話を聞いているのだけど、この説明は事務局がするものですか。農林課がするのが本当じゃないですか。

事務局（宅和事務局長）

大きな案件や特殊な案件については、農林課に来てもらっていますが、それ以外は事務局が説明しています。

米澤推進委員

そもそも、委員会は独立した組織だから当然、農林課が来て説明するのが本当ではないですか。事務局が代読して説明するというのは何か違うと思います。

事務局（宅和事務局長）

今後、どうしましょうか。

議長（田中会長職務代理者）

いずれにしても、こういう大きな案件は農林課にこの場に臨んでもらうというのが筋としてはいい気がしますが、どうですか。

事務局（宅和事務局長）

大きな案件以外は事務局で代読というような形で、今まで通りという事ですか。

議長（田中会長職務代理者）

いいと思います、個人的には。米澤推進委員さんどうですか。

米澤推進委員

よく分からない。基本的なものはやっぱり違う。そもそも農業委員会と農林課は別ものだ。農林課が当然説明すべきだと思います。それを事務局が説明するのは、談合や忖度じゃないけど、そうとられてもしょうがないと思う。責任持って申請者が説明するのが、あれじゃないですか。

議長（田中会長職務代理者）

今のところ、農業委員会事務局が説明する形で駄目ですか。

公本農業委員

13ページを見れば市長が農業委員会に意見を求めますと書いてあります。農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答についてという事だから農業委員会で協議する訳です。それでも尚分からないところは関係部署から来て説明してもらえばいいと思いますが、どうですか。

議長（田中会長職務代理者）

公本委員からありましたが、私も同感です。皆さんはどうでしょうか。

関本農業委員

結局、我々は農業委員で農業を守るための委員であると思うんです、基本的に。こんな優良農地を進出されて、もっと他の方法が無いのかとか、いろいろな事を検討するのが一つの農業委員会の役目じゃないかと思うのですけどね。さっき農林課が言われた、ここしかないからとか言われれば言う事も無いですけど。基本的には我々は農業を守るような委員である訳ですから、申請が来たからいいというものではないと思うんです。出来る事なら農地は守りたい、基本はそういう事だと思います。

田中推進委員

先程から熱い意見をいただいています、地元委員の気持ちは非常によくわかるのですが、今審議しています2番の案件ですけども、回答を求められている農業委員会という事で、事務局と富田農業委員、淀江の推進委員全員が集まって、この案件については10月2日に現地調査をしましたので、補足します。この土地は、かつて建設会社であった所を風物流が買い取ってそこに事業所を設けたという事で、そのすぐ隣接の土地、地目的には田ですが、現状は畑地になっています。水路等もありますけども、他の農用地に大きな影響を認められる所は全くありません。事業を拡大していく上では、現在の事業所の隣地にある畑地はもっとも適当ではないかと考えた所です。

森中推進委員

いろいろ今意見が出ましたが、これは3条、4条、5条の審議と審議の内容が違いますよね。農業を専用とした地域を農業を目的外とした地域にしようとする事で、農業委員会に今具申して協議している訳でしょ。外すなら外していいのだけど、農業委員会事務局が出来ないのなら、担当の農林課が来て説明して、きちんとするのが本来の総会の建前だと思います。そういったものを農業委員会事務局として責任持たなければいけない。

議長（田中会長職務代理者）

ありがとうございました。非常に貴重な意見で、まあ、いずれにしても法的に問題無いのであれば、米子市農業委員会としては、それを

粛々とやって行かざるを得んと思います。3条は農業委員会が許可権者、4条、5条は県ですから、その辺の付帯意見を付けて上にあげたらしいのではと思います。

それでは、他にご意見ありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

42ページの地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

43ページから44ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、45ページから46ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

なお、45ページ番号38について訂正をお願いします。貸人と借人が反対になっていました。申し訳ありませんでした。

次に、47ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、48ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件を回答しています。

次に、49ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、50ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

報告は以上です。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の意見シートのご提出ありがとうございました。まだご提出をいただいていない方は、ご提出いただきますようお願いいたします。

11月定例総会につきましては、11月10日（火）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、10月の農地相談は、10月27日（火）午後2時から春日公民館、10月29日（木）午後2時から県公民館で行います。

次に、10月分の活動実績報告書ですが、11月4日（水）までにご提出いただきますと助かります。私からは以上です。

議長（田中会長職務代理者）

これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時50分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田中会長職務代理者）

議事録署名委員

議事録署名委員